

中小企業等の経営強化に関する基本方針（先端設備等導入関係）（令和三年六月十六日時点）

第6 中小企業の先端設備等の導入の促進

1 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

一 先端設備等の導入の促進の目標

先端設備等の導入の促進の目標の設定に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が自らの地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析した上で、先端設備等の導入の目標とともに、市町村内の生産性の向上を図る方法の概略を記載することとする。

二 経営指標

先端設備等導入の目的は中小企業者の生産性向上であることに鑑み、市町村が先端設備等導入計画を認定するに当たっては、労働生産性の向上を判断基準として設定することとする。労働生産性については、目標伸び率は年平均三%以上とし、五年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である五年後までの労働生産性向上の目標伸び率は十五%以上、三年間の計画の場合、三年後までの目標伸び率は九%

以上、四年間の計画の場合、四年後までの目標伸び率は十二%以上とすることとする。市町村において、当該目標伸び率よりも高い目標を設定することは可能とする。

広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

2 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

一 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村は、導入を促進する先端設備等の種類について、先端設備等の種類の全てを設定することを可能とする。また、地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類を限定することも可能とする。なお、市町村は、先端設備等の種類を限定する場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

二 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

中小企業者による幅広い取組を促すため、市町村が導入を促進する先端設備等については、市町村内

における全ての地域、業種、事業等を対象とすることを可能とする。また、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、地域、業種、事業等を限定し、重点的に支援する分野を定めることも可能とする。なお、市町村が重点的に支援する分野を定める場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

また、中小企業者における取組については、市町村の枠を超え、海外市場等を見据えた連携その他の多様な事業活動についても含むことができるものとする。

三 導入促進基本計画の期間

導入促進基本計画の期間は、原則二年間とする。ただし、市町村が、地域の状況、特色等に鑑み、二年間より短い期間とすることは可能とする。なお、市町村が二年間より短い期間とする場合には、導入促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

四 先端設備等導入計画の期間

先端設備等導入計画の期間は三年間ないし五年間とする。

3 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

一 地域の特性の活用

市町村は、自らの地域の状況、特色等を踏まえ、独自に配慮すべき事項を記載できるものとする。

二 雇用への配慮

市町村は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないようにする等、雇用の安定に配慮するものとする。

三 認定等に関する配慮

国及び市町村は、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。

市町村は、認定に当たっては、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。また、市町村が、認定その他の手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることは可能とする。

四 中小企業者に対する施策の総合的推進

国及び市町村は、先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

五 計画の進捗状況についての調査

国及び市町村は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、把握する。また、市町村は先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。

附 則（令和三年六月十六日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（以下この項において「改正法」という。）附則第十八条第一項の規定により、改正法第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法第四十九条第三項の同意を得た同条第一項に規定する導入促進基本計画とみなされる改正法第十条の規定による廃止前の生産性

向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第三十七条第三項の同意（同法第三十八条第一項の変更の同意を含む。）を得た導入促進基本計画の期間については、二年を超えない範囲内において延長することができる。